**○議長　赤嶺奈津江さん**　ただいまから令和６年第３回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

**日程第１．会議録署名議員の指名**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第１．会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって11番　新垣善之議員、12番　金城憲治議員を指名します。

**日程第２．会期の決定**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第２．会期の決定の件を議題とします。

　お諮りします。本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日間と決定しました。

**日程第３．議案第26号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第１号）**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第３．議案第26号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第１号）を議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　おはようございます。議案第26号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第１号）　令和６年度南風原町の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。内容は担当者が説明します。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは議案第26号資料１をお願いいたします。議案第26号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第１号）について、概要を説明します。

　まず、２ページの第１表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、地域公共交通の導入に向けた実証運行に関する事業について補正の必要が生じたので、歳入歳出それぞれ3,943万4,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は175億4,443万4,000円となります。なお、今回の補正予算は５月９日に同事業の採択が決定され、７月からの事業実施に向け周知期間が必要であることから、臨時会での提案となりますのでご理解いただきたいと思います。

　では、歳入について説明いたします。６ページをお願いいたします。18款１項１目．財政調整基金繰入金1,430万円の増は、今回の補正予算歳入歳出の調整により歳入不足額を補うため、財政調整基金より繰入れを行うもので、繰入れ後の基金残高は20億8,698万4,000円となります。

　７ページをお願いいたします。20款５項７目．雑入2,513万4,000円の増は、地域公共交通の導入に向けた実証運行に係る共創モデル実証運行事業補助金の計上によるものです。

　次に歳出について説明します。８ページ、８款４項１目．都市計画費3,943万4,000円の増は、歳入７ページで説明しました地域公共交通導入の実証運行に必要な管理、運用を行うための地域公共交通システム導入委託料及び利用実態把握調査や効果・課題などを検証するための地域公共交通システム効果検証委託料、18節の実証運行を実施するタクシー事業者に対する地域公共交通事業費補助金の計上です。以上が議案第26号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑はありませんか。13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　それでは幾つか質疑させていただきたいと思います。まず、事前に説明を受けておりましたので、非常に今回の実証実験にまず取り組もうとすることを非常に評価したいというふうに思います。是非とも町民の利便性が高まるように頑張ってほしいなというふうに思います。その視点で質疑しますけれども、まずこの事業ですね、実証運行ということですので対象になるような町民の皆さん、つまりはどういった町民が対象になって、どういった目的なのか。公共交通の目的というのは様々あると思いますけれども、交通弱者対策とか利便性の向上とか、経済性とか様々あると思いますが、まずどういった目的で行われるのかお伺いします。

　２点目に、やっぱりこれは今回実証運行ですので、継続していけるように様々な調査を行う予算だというふうに理解しますけれども、現時点で利便性や採算性、また経済効果についての試算があるかどうか。県外でのモデルケース等も示されていたと思いますので、試算があるかと。もう１点は、さらにその試算はあって、その試算に基づいた検証が結果としてなされるというふうにこの説明から理解しますけれども、どのように検証されるのか。目的と利便性、採算性、経済効果についての試算と検証について、この２点をお願いしたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質疑にお答えさせていただきます。１点目の対象者の方であったり、今回の事業の目的は何かということのご質疑です。まず、対象者につきましては、基本的には今回高齢者や運転免許証を持たない方々の町民であったり、移動困難者と呼ばれる移動困難者の方々がメインのターゲットとしてイメージをしておりますが、その中で子育て世代の若年層であったり、幅広い方々が多く利用することも当然ながら想定されているというところでございます。

　続いて目的でございますが、今回の目的につきましては、まず南風原町における公共交通の課題が大きく３点ほどあるかと考えております。まず１つ目は、南風原町の人口は伸びてきてはいるんですけれども、高齢者の割合が増加してきていて、今後も高齢者の人口は伸びてくるものだということと、あと運転免許返納者の方々が年々増えてきているという課題があるというところで、こういった移動困難者の方々への移動手段を支える公共交通が必要だということで考えております。２つ目の課題でございますが、南風原町の既存の公共交通ですね、路線バスと言われるものですが、基本的には主に東西軸、国道329号の東西軸の幹線道路が主要なルートとなっていますので、幹線道路から外れた地域とか、縦軸への移動に困難が生じているというところでございます。既存の公共交通が現在、脆弱な部分が本町の課題であると考えていますので、町内を誰もが快適に移動しやすい移動手段である地域の公共交通が必要であるということで考えております。３点目ですが、これまで交通基本計画とかを策定する中で、やはりバス停までのアクセスが遠いとかこういった課題が様々挙げられているので、その中でやはり町民の移動手段というのは自家用車に偏っているというところでございます。そういった中で自家用車から公共交通へシフトしていただくということの意識の改革とか、こういったところを含めると公共交通への転換を図り、この中で交通渋滞への解消へもつなげていくものだということで考えております。というところでこの３点の課題を総合的に解決に向けた取組として、今回の地域公共交通が必要だということで考えております。

　２点目、経済効果が試算されているかというところでございますが、今現状としては、あくまで地域内の公共交通という考え方でございますので、現時点ではこういった経済効果とか分析とかというのは試算されていないというのが現状でございますが、その中で今年度、今回実証運行の中で評価分析を行う予定をしておりますので、その分析をかけた中で更新をかけながら誰もが使いやすいような移動手段に取組を変えていきたいということで考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　13番　照屋仁士議員。

**○13番　照屋仁士君**　まず１点目の対象者と目的についてですけれども、やはり公共交通の抱える課題というのは幾つもあるというのは同じ認識だと思いますし、これまで住民とのヒアリングとか様々なことを取り組んで来た結果、この実証運行につながっているというふうに理解します。ただそうは言っても、説明の中でも様々な課題、通勤、通学が対象となっていないとか、いろんな課題も一方でありますので、しっかりその目的だけではなくて、より利便性の高い方法を模索していってほしいなと思います。実証運行ですので、これだけが全てじゃないよということも含めて検討してほしいな、取り組んでほしいなと思います。まずは頑張ってやってほしいなということです。

　２点目の採算性や経済効果ですけれども、これも県外を含めいろんなところの公共交通の中で、いつも言われるのはやはりそれは行政の負担にならないか、費用対効果がどうなのか、結局重荷にならないのかと、そういうのは時代時代で変わっていくものだというふうに理解しますけれども、やっぱりサービスはずっと出しっ放しだと財源を含めて厳しくなりますので、やっぱり民間でも取り組めるような採算性の検証というのが必要だと思いますから、そのあたりはしっかり今回の実証運行の中で検証していただきたいというふうに思いますが、その２点、そのように進めていただきたいと思いますが、よろしいですか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質疑にお答えさせていただきます。そうですね、地域公共交通の取組の中で、様々な方々が利用しやすい環境をつくるというのが大きな目的でございます。その中で今回の実証運行の中でも利用者が増えることによって、町の財政負担が圧縮できるというところの狙いもございますので、この実証運行の中でいろいろ改編をかけながら、利用者の促進につながるような、誰もが利用しやすいような乗り物に変えていくことによって、持続可能な公共交通につながるものだということで私たちも認識しておりますので、このあたりは町も含めて利用促進、利用者が利用しやすいような環境づくりを取組に努力していきたいということで考えております。

　採算性についてもそうですね、利用者が増えることによって財政負担が圧縮できるという観点からですね、このあたりについても南風原町としても利用しやすいような乗り物として努力していきたいということで考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時14分）

再開（午前10時14分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質疑にお答えします。はい、同じような認識ということで考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　２つ伺います。まず、７月からの実施ということですが、いつまで予定しているのか。来年の３月末までなのか。そうすると９か月ぐらいかということになりますが、それが１つですね。

　もう一つは、この事業実施に当たって補助金が約64％受けられますね。それでもしこの検証事業を令和７年度以降続けていくとすれば、その後もこの補助金は期待できるものなのか。どの程度できるものなのか。この２つを伺いたいです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質疑にお答えさせていただきます。１点目の運行期間ですね、いつまでかということのご質疑です。７月１日から今年度いっぱい。３月末までの９か月を予定しております。

　２点目のご質疑で補助金が継続して受けられる可能性があるかというご質疑でございますが、そうですね、今年度は実証モデルプロジェクトということで３分の２の国庫補助を受けて今回事業を走らすことになります。この実証運行につきましては道路運送法の中で３か年はできるということになっていますので、南風原町としてもなるべくこの３か年は実証運行に取り組んでいきたいということで考えているところでございます。その中で補助金についてはどうかという視点で行きますと、今年度は共創プロジェクトモデルの３分の２の補助を活用して、令和７年、８年につきましてはそのほかの、一括交付金とかこういった別の補助事業でチャレンジしていきたいということで、基本的にはこの３か年は何らかの補助事業を活用しながら取組を考えていきたいということで考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　ありがとうございます。今年度はこの補助金、来年度以降はまたほかの補助金の一括交付金とかなどを考えていきたいというお答えでした。それでもしもこの３年間この検証事業を続けていって、４年目を迎えてやろうとなった場合には、こういう事業には補助金などが得られるんでしょうか。これをもう一度伺いたい。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質疑にお答えさせていただきます。４年目以降にどうかというご質疑でございますが、そうですね、私たちの大きな目的としては３か年間は実証運行である程度の利用ニーズであったり、利用しやすい環境を模索しながら実証運行を続けていくわけですけれども、４年目以降については本格運行、タクシー事業者だけで運行ができないかというところも視野に入れながら、基本的には４年目以降はなるべく本格運行に向けて取り組んで、持続可能な乗り物として継続に取り組んでいきたいと考えているところですが、４年目以降の補助金が活用できるかということについては、現時点ではできるということはちょっと言えないんですけれども、基本的には４年目以降は本格運行に向けて取組を促していきたいということで考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　それではスケジュールについてお伺いをしたいと思います。７月から事業実施に向けてということですけれども、これからどのような、具体的なスケジュール、今５月、６月とどのようになっていくのかというところ。

　あと、やはり交通弱者と言われる高齢者の方が対象ということでお伺いいたしましたけれども、町民の皆様にはどのように広報活動をなさっていくのか。

　あとモデル事業ということですので、同じような感じのモデル事業を行っているようなところは実際あるのか。その３点をお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質疑にお答えさせていただきます。３点ですね。１点目が今後のスケジュールですね、７月までのスケジュールをどのように考えているかというところでございますが、現在交付申請を行っている段階で、２週間をめどに交付決定がなされる見込みで手続を進めております。この交付決定がなされた後、タクシー事業者であったりシステム会社との契約を交わした後に、その後に周知活動、各地域でのこういったシステムの利用説明とか登録者の支援とか、こういったところの周知活動を１か月ほどさせていただいた後に７月１日に運行していくということで考えているところでございます。

　２点目の広報活動につきましても、チラシであったりガイドブックであったりとか、あとは南風原町の広報誌にも毎月情報を共有させていただきながら、広報活動を努めていきたいということで考えております。

　３点目の他地区でこういったモデル事業が実際あるかというところでございますが、今回県内では初めての取組かということで考えておりますが、全国的な事例で行きますと数多くあるというところで、県内では初めての取組かということで考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　県内は初ということで、全国的にはもし分かれば、どの方面のところとか、分かればお願いをします。分からなければ後ほどまた調べていただいて、同じような状態の実証実験がどういう方向でなされているのか私たちも知りたいところでございますのでお願いをいたします。

　あと広報活動に関しまして、もちろん町広報をはじめやると思うんですけれども、対象となる老人会の皆さんとか区長会の皆さんにしっかり徹底をして、分かりやすいような周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。15番　知念富信議員。

**○15番　知念富信君**　２点ぐらい質疑をお願いします。タクシー事業者がこれに参入すると思いますけれども、このタクシー事業者は何社ぐらいを想定されているのか。

　それと時間帯ですね、この利用者の時間帯は何時頃、例えば８時から５時までなのか。９時ぐらいになるのか。そのあたりの時間帯。

　それと利用者が、多分弱者とかいろんな、スマホを持っていないとか――スマホを持っていないとそれは読めないと思いますけれども、どういう感じのアクセスをする予定なのか、そのあたりをお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質疑にお答えさせていただきます。３点ですね、１点目が今回の事業者でタクシー事業者を何社程度想定しているかというご質疑ですが、現時点では３社ほど、庁内のタクシー事業者が３社ほど候補として手を挙げさせていただいているところです。

　２点目の質疑で時間帯でございますが、時間帯につきましては、９時から19時までの時間を予定しております。

　３点目の利用の方法ですけれども、基本的にはアプリ利用として前提はしていますけれども、電話での予約も受け付けるということでコールセンターも配備した形で高齢者の方でも利用しやすいような、受付しやすいような環境を設定して、現時点では想定しているというところでございます。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか１番　玉城陽平議員。

**○１番　玉城陽平君**　２点ほど質疑させていただきます。これまでのものと少し重なるところもありはするんですけれども、１点目ですが、改めてどういうものなのかというところで、特に既存の交通弱者に対する施策ですね、タクシーチケットですとか、そういったものとの位置づけといいますか、どういうふうな使い分けをしていく想定なのかということに関してひとつお聞きしたいです。

　もう１点ですけれども、先ほどもありました広報に関するところですね、地域ですとか自治会の方々ですとか、そういうところで発信をしていくというお話だったとは思うんですけれども、特にそういった利用者がいるところに幅広く発信していく必要があるんじゃないかという観点から、具体的にどういったところをほかに考えているのかというのをもうちょっとお聞きしたくてですね。イメージとしては例えば医療機関ですとか、ケアマネジャーの方々の連合会ですとか、先ほど町の老人会の話は出てはきましたが、社協ですとか高齢者福祉施設ですとか、そういったものもあるだろうというところと、それから少し視点がちょっと変わってくるところで、例えば放課後のボランティアですね、生涯学習の分野が取り組んでいるようなもの。これまで免許返納する前は参加していたんだが、免許返納したことで参加できなくなった、だから放課後ボランティアには参加できなくなったんだという方々もいらっしゃったりするので、庁内でも、行政の中でも横断しながら利用者にどういうふうに周知していくのか。そういったところを是非検討していきながら、広報のやり方をより利用する方々に届くような形にしてほしいという観点から具体的にどういった対象が今のところ検討されているのか。こちらお願いします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　まちづくり振興課長。

**○まちづくり振興課長　野原義幸君**　ただいまの質疑にお答えさせていただきます。２点ですね、１点目が既存のタクシーチケットとのすみ分けはどうかというご質疑です。現在、タクシーチケットは民生部のほうで取組をさせていただいてございますが、タクシーチケットにつきましてはある程度条件が絞られた形での対象ということになっておりますので、今回の地域公共交通につきましては幅広く、先ほどメインターゲットを高齢者の方であったり、免許返納者とかというところでメインターゲットがはございますが、先ほど言った子育て世代の若い方々への利用もある程度想定した形で今回取組をさせていただいているところですので、このあたりがタクシーチケットとのすみ分けができるものかなと考えております。

　２点目に非常に大事なところですね、ご質疑として、広報活動ですね、今回の地域公共交通を実証運行するに当たって、やはり広報活動が非常に私たちも重要なキーワードだというふうに認識しております。その中で今具体的に想定しているのは、各地域で地域公共交通を走らせますよというような取組をさせていただいたり、先ほど言った各種団体ですね、社協であったり、老人会、その他の各種団体の方々への周知とかですね、あと先ほど言った福祉の視点ですね、デイサービス、デイケアとか、こういったところでの紹介とか利用促進とかというところと、放課後ボランティアまではちょっと想定してはいなかったんですけれども、私たちの大きな目的としては幅広く利用していただくということで大きな目的を持っていますので、そういった各種団体と連携を図りながら利用促進に努めていきたいということで考えております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第26号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって議案第26号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから議案第26号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから議案第26号　令和６年度南風原町一般会計補正予算（第１号）を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、可決することに決定しました。

**日程第４．****承認第１号　専決処分（南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第４．承認第１号　専決処分（南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　承認第１号　専決処分（南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認について　地方自治法第179条第１項の規定に基づき、南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めるものであります。内容は担当者が行います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは承認第１号資料をお願いいたします。専決処分（南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認についての概要を説明いたします。令和６年度の地方税制改正等による地方税法等の一部改正に伴い、関係条例の所要の改正と関係条項の整備を行いました。

　主な改正内容を説明いたします。第１条は、南風原町税条例の一部改正となります。１点目に、個人住民税の定額減税について、令和６年度の所得割から納税義務者本人及び配偶者を含む扶養親族１人につき１万円を減税するため所要の改正を行いました。２点目に、令和６年１月に発生した能登半島地震において、本人または生計同一の親族が所有する住宅や家財等が被害を受けた場合、損失金額を申告することで令和５年分の損失とみなして、令和６年度の個人住民税に雑損控除を適用することができる特例について改正を行いました。第２条は、アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部改正となります。改正内容は、アメリカ合衆国軍隊の構成員等が所有する軽自動車等に係る軽自動車税の種別割の徴収方法について、証紙徴収に加え、普通徴収の方法によることもできるとなったことから関連条項の整備を行いました。施行日は、令和６年４月１日となります。以上が承認第１号　専決処分の承認についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　伺います。今回の条例改正は国が行おうとしている定額４万円の減税というか、その一環かなと思っていますが、それが住民税１万円に関する条例改正ですね、これが。と理解します。あとの３万円についてはここでは触れられてはいませんが、それはまた追ってこのように条例改正などが行われるものなんでしょうか。まずそれを伺いたいと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　税務課長。

**○税務課長　新垣奈津子さん**　ではただいまの質疑にお答えいたします。定額減税については、納税者本人及び控除対象配偶者と扶養親族１人につき個人住民税からは１万円ですが、所得税のほうから３万円が減税されます。所得税につきましては国税になりますので条例の改正には及んでおりません。以上になります。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　分かりました。ありがとうございます。

　この作業を行うためにはシステム変更とか、あるいはその作業に関わる、携わる人員の増強というか、手当などが予定されているかどうか。もしされているとしたら、その費用などはどのように対処されるのでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　税務課長。

**○税務課長　新垣奈津子さん**　お答えいたします。人員についての補塡はございませんが、システム改修費につきましては令和５年度の予算と令和６年度の新年度予算のほうで計上されておりまして、合計で個人住民税に係るシステム改修費約140万円程度となっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　休憩します。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時36分）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　再開します。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　その費用があるとしたらどのように歳出されるかということも伺ったかと思います。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　税務課長。

**○税務課長　新垣奈津子さん**　システム改修費についての財源措置ですけれども、税制改正に関するシステム改修については、これまでも交付税措置という形でされてきました。今回の定額減税に係るシステム改修についても交付税で措置されるものと見込んでおります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第１号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって承認第１号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第１号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第１号　専決処分（南風原町税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の一部を改正する条例）の承認について採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、承認することに決定しました。

**日程第５．****承認第２号　専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第５．承認第２号　専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　承認第２号　専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について　地方自治法第179条第１項の規定に基づき、南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めます。内容は担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　民生部長。

**○民生部長　上間　諭君**　承認第２号について概要をご説明いたします。承認第２号の資料をご覧ください。南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。今回の改正は、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、５割軽減及び２割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準の改正を行うものでございます。

　はじめに、１、国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて、条例第２条第３項及び第19条第１項関係でございます。表をご覧ください。国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税分に係る課税限度額を改正前「22万円」から改正後「24万円」、２万円引き上げます。基礎課税分、介護納付金課税分は今回は改正ございません。課税限度額の合計が改正前「104万円」から改正後「106万円」になります。次に２、国民健康保険税の軽減判定所得の基準の引き上げについて、条例第19条第１項第２号、第３号関係でございます。１点目、５割軽減の減額基準について、被保険者数に乗ずべき金額を改正前「29万円」から改正後「29万5,000円」に引き上げるものです。２点目、２割軽減の減額基準について、被保険者数に乗ずべき金額を改正前「53万5,000円」から改正後「54万5,000円」に引き上げるものです。本改正は、軽減を受けられる方が増えますので軽減判定所得が拡充するということになります。以上が承認第２号　専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についての概要でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。14番　浦崎みゆき議員。

**○14番　浦崎みゆきさん**　それでは改定に伴って、まずは後期高齢者の24万円に上がることによってどれぐらいの方が対象になるのか。

　あとは５割、２割軽減はそれぞれどれぐらいの人数が想定されるかお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　国保年金課長。

**○国保年金課長　髙良星一郎君**　浦崎みゆき議員のご質疑にお答えします。今回まず２万円引き上げたことによりまして、シミュレーションでは12世帯113万円の税が増収が見込まれます。

　次に５割軽減の拡充、２割軽減の拡充によりまして、21世帯、約77万円減収見込まれまして、差し引き36万円の増収が見込まれています。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第２号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって承認第２号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第２号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第２号　専決処分（南風原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、承認することに決定しました。

**日程第６．承認第３号　専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について**

**日程第７．承認第４号　専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第６．承認第３号　専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてと日程第７．承認第４号　専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認については、関連しますので一括議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　承認第３号　専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について　地方自治法第179条第１項の規定に基づき、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めます。

　承認第４号についても同じ理由でございます。内容については担当者が説明をいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　経済建設部長。

**○経済建設部長　山城　実君**　承認第３号から説明いたします。専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について。承認第３号、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。５ページの新旧対照表をご覧ください。改め文を読み上げます。南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。第７条中「令和６年３月31日」を「令和８年３月31日」に改める。附則、この条例は、令和６年４月１日から施行する。

　今回の条例改正は、地域再生法第17条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、本条例の一部を改正する必要があるためです。内容は、地域再生法に規定する総務省令で定める特別償却設備の新設又は増設に対して課される固定資産税の課税免除又は不均一課税の適用期限を「令和６年３月31日」から「令和８年３月31日」に２年間延長する改正となります。以上が承認第３号　専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

　続きまして、承認第４号の資料をお目通しください。専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認について。承認第４号、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。５ページの新旧対照表をご覧ください。改め文を読み上げます。南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を次のように改正する。第２条第７号中「特定業務施設の用に供する減価償却資産」を「特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産」に改める。附則、（施行期日）１　この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）２　改正後の南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例第２条の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、施行日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

　今回の条例改正は、地域再生法第17条の地方公共団体等を定める省令の一部改正により、本条例の一部を改正する必要が生じたことによる改正です。内容は、地方活力向上地域内に本社機能の移転等を促進するため、固定資産税の課税を免除し、又は不均一の課税をする措置の対象となる施設に特定業務児童福祉施設のうち事務所等の新設に併せて整備されるものを追加する改正となります。また、この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めております。以上が承認第４号、南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例についての概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから承認第３号及び第４号の質疑に入ります。質疑ありませんか。７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　承認第４号の資料について伺います。承認第４号の資料の一番下のほうで、３行目ですね。内容は、地方活力向上地域内に本社機能の移転を促すための改正という説明かと思うんですが、しかし、その次に続けて固定資産税の課税を免除すると。これがなかなか分からないので、それが地域、地方のためにどのようによくなるのか。これが１つ伺いたいですね。

　もう一つは、一番最後のほうに述べている特定業務児童福祉施設というのはどのような施設のことでしょうか。この２つを伺いたいです。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　お答えいたします。まず、こちらのほう地方再生法、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出など地域の活力の再生を総合的、効果的に推進するための法律となっております。こういった本社機能を都会からそういった地域に移すことで、その後の雇用の創出とかいろんな部分で地域の活力の再生を生み出せると。そういったものを促すために今回の固定資産税の課税免除、こういった税制優遇というんですかね、そういった措置が取られるものとなっております。

　また、特定業務児童福祉施設、そちらのほうは何かということで、こちらのほうですね、移転してくる施設、特定業務施設と言います。そちらのほうに付随して整備する保育園等ですね、特定業務施設で働いている方のお子さんたちのためにつくる保育園、そういったものを対象の拡充する、そういった形になっております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　ありがとうございます。それでは固定資産税の課税免除は100％の免除となるんでしょうか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　お答えします。そのものものによって違うとは思うんですけど、課税免除に該当するとあれば課税はそのまま免除となります。また不均一課税、こちらのほう特定の場合に通常と異なる税率を適用させるものなんですけれども、そちらのほうに該当する場合はその税率で不均一課税されるということになります。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　７番　岡崎　晋議員。

**○７番　岡崎　晋君**　すみません、最後に不均一の課税というのを分かりやすく説明していただけますか。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　産業振興課長。

**○産業振興課長　松本仁志君**　お答えいたします。不均一課税、先ほども少し申し上げたんですけれども、特定の場合に通常と異なる税率などを適用することとなっております。今回南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の中の第７条の表のほうでこの不均一課税、初年度、第２年度、第３年度の税率のほうが規定されております。以上です。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　ほかに質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑ないようですので、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第３号及び第４号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって承認第３号及び第４号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第３号及び第４号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第３号　専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、承認することに決定しました。

　次に承認第４号　専決処分（南風原町固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、承認することに決定しました。

**日程第８．承認第５号　専決処分（南風原町監査委員条例の一部を改正する条例）の承認について**

**○議長　赤嶺奈津江さん**　日程第８．承認第５号　専決処分（南風原町監査委員条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

**○副町長　新垣吉紀君**　承認第５号　専決処分（南風原町監査委員条例の一部を改正する条例）の承認について　地方自治法第179条第１項の規定に基づき、南風原町監査委員条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求めます。内容については担当者が説明いたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　総務部長。

**○総務部長　宮平　暢君**　それでは承認第５号、南風原町監査委員条例の一部を改正する条例について概要を説明いたします。５ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が改正されたことにより、地方自治法第243条の２の２、職員の賠償責任の規定が同法243条の２の８に条ずれしたことで同条を引用しています南風原町監査委員条例の一部を改正するもので、令和６年４月１日施行となります。以上が承認第５号の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「進行」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております承認第５号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。よって承認第５号については、委員会の付託を省略することに決定しました。これから承認第５号について討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　討論なしと認め、これをもって討論を終わります。これから承認第５号　専決処分（南風原町監査委員条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。本案について承認することに賛成する方は起立願います。

（起立全員）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　起立全員であります。したがって本案は、承認することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　次に、議決事件の字句及び数字等の整理についてお諮りします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長　赤嶺奈津江さん**　異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

**○議長　赤嶺奈津江さん**　以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和６年第３回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前11時01分）